

# インドネシア進出企業の ビジネス法務実務 (入門編)

黒田法律事務所

黒田健二

ユリア・クスマ・ワルダニ

## 会社の解散・清算

会社の解散および清算は、株主総会 (Rapat Umum Pemegang Saham・RUPS) における決議、定款で設立期間が定められている場合にはその期間満了に伴う取締役会決議、または裁判所による命令等、様々な要因により行われます。

一般的な会社の解散・清算手続の場合、会社解散の正式決定がなされると、清算人が選任され、会社の資産を清算します。そして、債務の弁済や清算事務費用および清算人報酬の支払が行われた後に清算人の手元にある残余財産が、株主間で比例分配されます。

Q1 会社の解散はどのような場合に行われるのですか。

A1 会社の解散は、会社の定款に従って任意で決定されることもあれば、裁判所の直接命令によって決定されることもあります。また、清算・破産手続の申立が認められた場合のように、法に基づいて決定されることもあります。

裁判所が会社の解散命令を発行するのは、以下のような場合です。

(i) 会社が公益に反する行為をなしたと判断するに足る根拠があり、検察庁が申立を行った場合、

(ii) 定款の不備により会社法の要件が満たされておらず、利害関係を有する者が請求を行った場合、または

(iii) 会社が3年以上事業を運営していないこと、大半の株主の住所が不明であり、新聞公告を通じて株主総会を召集したにもかかわらず、株主総会が開催できないこと、もしくは、事業活動を実施するのに十分な資産が会社にないないこと等の理由により、会社の存続が不可能であるとして、株主、取締役会、又はコミッションナーが請求を行った場合。

Q2 清算手続とはどのようなものですか。

A2 清算手続は、清算人による会社の全資産の売却から始まります。この資産の売却は、会社の債務を弁済し、残余財産を株主間でその保有株式の種類に応じて比例分配することを目的として行われます。会社の任意、破産または裁判所命令

のいずれによつて清算が行われる場合でも、その手続は概ね同様です。合併の場合には、承継会社である新会社が合併する両企業の債務を一切引き受けないという特定の場合以外には、当然ながらいずれの合併企業も資産を清算する必要はありません。

Q3 清算人の選任はどのように行われますか。

A3 破産もしくはその他裁判所命令による清算の場合、清算人の選任は、会社法に従つて裁判所が行います。任意による清算の場合には、株主総会において清算人の選任に関する具体的規定がなされる場合を除き、会社の業務執行取締役が清算人を務めることになります。

取締役が清算人を務める場合、取締役の選任、解任、職務、職責および監督に関する会社の構成文書並びに会社法のあらゆる規定が準用され、清算人としての当該取締役に適用されます。

Q4 清算人の義務とはどのようなものですか。

A4 清算人は、会社解散の正式決定後30日以内に、以下の義務を果たさなければなりません。

- (a) 日刊紙及び官報を通じて全債権者に会社の解散について公告すること、
- (b) 会社の解散について関連省庁に通知し、会社が清算手続中であることが会社登記簿に記載されるようにすること。

前記のいずれかが実施されないと、解散は第三者に対して有効とは認められません。さらに、清算人が過失により前記義務の不履行をなしたこと等に起因して第三者が損害を被つた場合、清算人はかかる損害について責任を負います。

Q5 清算手続中の会社は通常業務を実施できますか。  
A5 できません。

清算手続中の会社が実施できるのは、資産清算を進めるための法的手続に限られます。その具体的内容は以下のとおりです。

- (a) 会社資産の登録および回収
- (b) 清算による資産分配計画の新聞および官報における公告
- (c) 債権者への支払の実施

- (d) 株主に対する分配
- (e) 前記に関連するその他手続

Q6 債権者による支払請求の申立には期限がありますか。  
A6 あります。

解散が決定された会社は、その通知を送付する義務を負います。債権者は、かかる通知の受領後60日以内に、支払請求をしなければなりません。債権者は、清算による資産分配計画に対し、60日以内に異議申立を行うこともできません。支払請求が清算人により拒否された債権者は、当該拒否の日から60日以内に裁判所に提訴することができません。

前記60日の期間内に支払請求を行わなかった債権者でも、会社の解散に関する通知が新聞および官報に公告された最終日から2年以内であれば、支払請求の申立を裁判所に対して行うことができます。ただし、このような請求には、株主に分配予定である会社資産残余のみが充当されます。債権者による支払請求が、株主への資産分配後に行われた場合、当該資産分配は、裁判所の命令に従つて清算人により取り消され、株主は、各自が受領した分配額に応じ案分

する形で、債権者による請求分を払い戻さなければなりません。

Q7 清算手続中の会社に対し破産の申立を行うことはできますか。  
A7 清算手続に適合するもの限り、破産の申立を行うことができます。

会社は、解散の決定がなされた時点で「解散された」とみなされますが、清算手続が完了し、株主総会または裁判所が清算人の責任を引き受けるまで、存続します。また、会社法にも規定されている通り、清算手続中の会社であっても、清算手続を進展させるための特定の行為に限り実施できます。

少なくとも、債権者が清算中の債務者に対し破産の申立を行う場合には特に、前記のとおりであることが裁判所により確認されています（最高裁判所No.71/Palit/2000/PN/Niaga/Jkt.Pst.）。

Q8 清算が完了するのはいつですか。  
A8 残余資産の株主に対する最終分配が行われた時点で、清算は完了します。

本稿は、インドネシアにおける投資に関わる法的事項について、一般的な情報の提供を目的としています。具体的な事案、法的助言等につきましては、適格な専門家にご相談下さい。

黒田健二 (くろだ・けんじ)



黒田法律事務所代表パートナー。早稲田大学一年中退。司法試験合格。その後、国内の法律事務所勤務を経て、北京語学院、デューク大学ロースクール、復旦大学法学部高級進修生課程を終了。専門は国際金融、独禁法、知的財産法など。

ユリア・クスマ・ワルダニ  
(Yulia Kusuma Wardani)



ランブン国立大学講師。黒田法律事務所リーガルアドバイザー。ポゴル農業大学「コンピュータ情報」卒業。ランブン国立大学法学部、関東学園大学 (LLM) 卒業。横浜国立大学国際経済法研究科後期博士課程履修中。専門は国際取引法。